

教材寄贈 よくある質問(Q&A)

Q 1: 特色あるとはどういうことですか？

A 1: 新しい取り組みには県の予算もつきにくいと思います。

そこで、教育的効果が高いと判断するものについては、当財団が多少なりとも支援したいとの思いから、このような応募要項としています。

例として、「特色ある」とは、研究的、先進的(斬新)、実験的である等の意味合いであり、意欲や積極性が感じられる教材ということです。

Q 2: 特色がないと採用されないのですか？

A 2: 選考委員会では、特色ある教育に関する教材を優先していますので、特色が感じられない場合には選考から漏れることがあります。

Q 3: 学校の備品に該当するものは、原則として選考の対象外と記載されていますが、「備品」とはどのようなものでしょうか？

A 3: 当財団の教材寄贈は理科学振興等を主な目的としていますので、これに該当する教材は、「対象外」に含まれません。

(例): 学校備品には以下のようなものがあると思います。

1) 教室用備品: 机、椅子、黒板、掲示板など、日常授業で使用

2) 体育・運動用備品: 跳び箱、マット、ボールなど、体育の授業で使用

3) 式典用備品: 演台、椅子など、学校行事や節目のイベントで使用

4) 理科実験用備品: 標本、顕微鏡、実験器具など、理科教育で使用

5) 総合学習用備品: プロジェクター、大型画面等、発表会等で使用

上記のうち、1)～3)は基本的に対象外ですが、電子黒板等のICT機器は寄贈しています。

ご参考として、ホームページの活動報告「教材寄贈一覧」をご覧ください。

Q 4: 各学習年齢に適した教材の方がよいのでしょうか？

A 4: 重要な選考のポイントになります。小中学校の場合には、各学習年齢に不釣り合いな教材は不採用になっています。

なお、実業高校等からの申請については、専門的な学びに必要な教材として寄贈しているものもあります。

Q 5: 希望する教材が寄贈対象になるか事前に確認できますか？

A 5: 電話対応は事務局が行いますので、過去の選考結果等を踏まえた一般的なお答えになると思います。

Q 6: 希望する教材を財団法人が入手できない等の理由で寄贈できない場合は、どのようにになりますか？

A 6: ご推薦を頂いた教育事務所等に連絡し、学校側と調整を行って頂きます。
なお、同等品への変更を原則としています。

Q 7: 理科学振興に該当する教材を申請しましたが不採用となりました。特色がある教育に該当しなかったということでしょうか？

A 7: 一概には言えません。予算の都合から不採用になる場合、同じ地区からの推薦校と比較して不採用になる場合、申請目的が老朽化更新など教育的効果とは異なる場合等、不採用になる理由は様々です。
ホームページの活動報告の教材寄贈の一覧を確認して頂き、他校にも沢山寄贈されている教材であれば、単純に予算上の都合だと思われます。次年度以降の再申請は問題ありませんので、ご検討下さい。

Q 8: 不採用になった理由がよく分かりません。教育事務所等から今後の参考の為に財団事務局に問い合わせを行っても構わないでしょうか？

A 8: 事務局が対応できる範囲で、出来る限りお答えさせて頂きます。
次年度以降、申請される際の参考にして頂ければ幸いです。

Q 9: 予算限度額を超えたら、採用されないのでしょうか？

A 9: 原則としていますので、例外はあり得ます。
教育的効果が非常に高いと評価される場合で学校の予算に余裕がない場合は、予算額を超えていても採用されることはあり得ます。

Q 10: 予算限度額を超えた差額は学校負担でもいいのでしょうか？また、高額を取付工事費などは学校負担を条件として申請してもいいのでしょうか？

A 10: 学校の予算に余裕がある場合は、予算限度額を超える部分は学校負担とすることを条件に申請されることは可能です。
(例)財団は教材を納品する。その後、学校側で取付工事を実施する等。
その場合は、「様式2」にその事が分かるように記載して下さい。
(注意)1つの教材を2枚の請求書に分けることは出来ませんので、ご注意ください。

Q 11: 教材活用状況報告書は、寄贈後1年を目途に提出するとありますが、春の人事異動で校長と教頭が異動することも少なくありません。3月までに提出しても問題ないでしょうか？

A 11: 理科の実験道具等であれば、1年間の何れかの時期に授業があり、その際に活用され、活用状況の記録写真を撮って頂き、報告して頂くことを基本としています。

その旨、応募要項にも同じ趣旨で記載しており、教育事務所等を通じてご報告頂くようにしています。

一方、毎月使用される器材等もあるかと思えます。ご事情には一定の理解をしておりますので、活用状況等が報告頂けるようであれば、財団として受取りを拒むものではありません。

*なお、異動時に引継ぎがなかった等の理由により、教材が行方不明である等の連絡を頂くことが時折ですがあります。寄贈させていただいた教材の引継ぎ、保管方法、計画に沿った活用等、配慮して頂き、長く活用頂けると幸いです。

事前にご連絡をいただくと助かります。

Q12: メールを送付しましたが、「PPAP メールをブロックしました」とメッセージが出てメールが送信できません。どのように対処したらよいでしょうか？

A12: 当財団の情報セキュリティの都合上、パスワードをかけて送信される場合は、受信をブロックし、「PPAP メールブロック」のメッセージが出ます。

後ほど、事務局からメールにてデータ送信方法についてご案内をお送りいたしますので、内容をご確認いただき、再送信をお願いします。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしく願いいたします。